

高等学校等の入学者選抜や入学に関する手続において、児童養護施設等に入所する未成年の入学者が親権者の同意及び記名を得られないことについてやむを得ない事情があると認められる場合の配慮についてお示ししていますので、関係各位におかれては、適切にご対応いただくようお願いいたします。

4 文科初第 1415 号
子 発 1014 第 1 号
令和 4 年 10 月 14 日

各 都 道 府 県 知 事
各 都 道 府 県 教 育 委 員 会 教 育 長
各 指 定 都 市 市 長
各 指 定 都 市 教 育 委 員 会 教 育 長
各 児 童 相 談 所 設 置 市 市 長 殿
附 属 学 校 を 置 く 各 国 公 立 大 学 法 人 の 長
構 造 改 革 特 別 区 域 法 第 12 条 第 1 項 の 認 定 を
受 け た 各 地 方 公 共 団 体 の 長
厚 生 労 働 省 社 会 ・ 援 護 局 長

文部科学省初等中等教育局長
藤原章夫

文部科学省総合教育政策局長
藤江陽子

厚生労働省子ども家庭局長
藤原朋子

児童養護施設等に入所する未成年者の高等学校等への入学手続等における配慮について（通知）

高等学校等（高等学校、特別支援学校高等部及び専修学校高等課程をいう。）の入学者選抜や、高等学校等への入学に関する手続においては、各高等学校等又はその設置者において、入学志願者の保護者（親権者等）の同意を示すものとして、その記名を

求めている事例が多く見られます。しかしながら、児童養護施設、児童自立支援施設、児童心理治療施設、自立援助ホーム等に入所している、あるいは里親やファミリーホームに委託等されている未成年者が高等学校等への進学を希望しているにも関わらず、親権者から進学への同意及び記名を得ることが難しい場合があります。

このように、親権者の同意及び記名を得られないことについて、例えば虐待を背景としている等のやむを得ない事情があると認められる場合、各高等学校等及びその設置者においては、当該未成年者の学びの機会を保障する観点から、当該未成年者の意思を尊重し、施設長等の同意及び記名がある、親権者からの同意が得がたい状況が児童相談所や施設等から確認できる等の状況であれば、親権者の同意及び記名が無い場合でも入学者選抜の受検や入学を可能とする等、柔軟な取扱いに努めていただきますよう、お願いします。

なお、児童相談所においては、当該未成年者が通学する中学校等や、当該未成年者が入所する施設の長等と連携して、当該未成年者が進学を希望する高等学校等が柔軟な取扱いをするにあたって必要とする情報の提供や書類への記名等、当該未成年者の進学にあたり必要な支援がなされるよう、配慮していただきますようお願いいたします。

本件につきまして、都道府県にあっては所轄の学校法人、私立学校及び関係機関に対して、都道府県教育委員会にあっては所管の学校（専修学校高等課程を含む。以下同じ。）及び域内の市区町村教育委員会に対して、指定都市教育委員会にあっては所管の学校に対して、指定都市及び児童相談所設置市にあっては関係機関に対して、附属学校を置く国公立大学法人にあっては附属学校に対して、構造改革特別区域法第12条第1項の認定を受けた地方公共団体に対しては認可した学校設置会社及び学校に対して、厚生労働省社会・援護局におかれては、その所管の専修学校高等課程に対して、御周知いただきますよう、よろしく願いいたします。

<別添資料>

(別添1) 里親及びファミリーホームと各施設等の概要

(別添2) 児童自立生活援助事業（自立援助ホーム）の概要

【参考】

裁判例の中には、生徒の高等学校への在学を、生徒と高等学校との間の在学契約に基づくものであるとするものがあります。このような前提に立った場合、未成年者が締結する在学契約には、民法上、法定代理人（親権者等）の同意が必要となりますが、法定代理人の同意なく未成年者が締結した契約についても、法定代理人が取消権を行使しない限りにおいては、効力を有するものとなります（仮に、法定代理人により取消権が行使された場合であっても、個別の事案において、在学契約の取消しにより当該未成年者が被る不利益の内容及び程度、法定代理人の取消権行使の目的などの諸事情に照らし、法定代理人による取消権の行使が権利の濫用に当たるものとしてその効力が否定されることもあり得ると考えられます。）。また、未成年者が法定代理人の同意なく、高等学校との間で締結した

在学契約について、当該未成年者が成年年齢に達した後、自身で当該在学契約についての追認を行った場合には、法定代理人が取り消すことができない契約となります。

【本件連絡先】

(高等学校に関する問合せ)

文部科学省初等中等教育局参事官（高等学校担当）付

TEL：03-5253-4111（内線：3482）

e-mail：koukou@mext.go.jp

(特別支援学校に関する問合せ)

文部科学省初等中等教育局特別支援教育課企画調査係

TEL：03-5253-4111（内線：3193）

e-mail：tokubetu@mext.go.jp

(高等専修学校に関する問合せ)

文部科学省総合教育政策局生涯学習推進課専修学校教育振興室

TEL：03-5253-4111（内線：2915）

e-mail：syosensy@mext.go.jp

(児童養護施設等に関する問合せ)

厚生労働省子ども家庭局家庭福祉課指導係

TEL：03-5253-1111（内線：4878、4860）

e-mail：shakai-yougo@mhlw.go.jp